平成２２年（フ）第４０号
群馬県藤岡市上栗須363番地６
債務者　尾谷　　晃
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４１号
群馬県藤岡市上栗須363番地６
債務者　尾谷　和美（旧姓浅海）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５３号
群馬県藤岡市立石新田467番地17　川端ハイツ101号
債務者　高橋　健次
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６１号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾4942番地47
債務者　續　　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２８８号
千葉県山武郡横芝光町新島3171番地１　メゾンドミツワ205
債務者　井口　明美（旧姓鬼島）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第７号
千葉県東金市押堀435番地１
債務者　岡部　雄太
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８号
千葉県東金市押堀435番地１
債務者　岡部　純子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３８号
新潟市東区河渡３丁目６番２号
債務者　細野　幹雄
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３号
新潟市中央区八千代１丁目３番26号　アパガーデンコート万代605号
債務者　木村　良成
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６号
新潟県三条市興野１丁目10番２号
債務者　六原　浩治
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第９号
新潟県三条市猪子場新田488番地１　グーミンハウス103
債務者　鈴木　啓子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１０号
新潟県三条市北入蔵２丁目11番３―342号
債務者　掛川　玲奈
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第３５１号
静岡県沼津市西椎路144番地の１
債務者　川口　玲子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
静岡県沼津市西椎路144番地の１
債務者　川口　大陸
法定代理人親権者母　川口　玲子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５７号
静岡県伊東市荻581番地の71
債務者　森　　たき
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５８号
静岡県熱海市泉274番地の58
債務者　安倍　芳弘
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
京都府舞鶴市字大川85番地２
債務者　眞下　眞弓
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
京都府舞鶴市字行永2870番地―102号
債務者　井関　奈美（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係